

## 会議要旨

会議名	第15回自治基本条例策定委員会	作成日	平成19年7月24日
開催日	平成19年7月19日	場所	中央公民館小会議室
出席者	策定委員10名、コンサルタント2名、事務局3名		

### 【条例たたき台の検討（第2回目）】

(1) 第1章～第5章について、前回の検討を受け修正した条文がコンサルより提示された。(資料1-①)

#### 《主な修正点》

##### ○第2章（町民の権利）

- ・「経済的に破綻しないで生活する権利」→「人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利」と言い換え
- ・交通権について具体的に規定→「外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通手段などの手段により、重くない負担で移動する権利」

##### ○第3章（町民の役割と責任）

- ・行政だけでなく、議会とも協働する責任を追加

##### ○第4章（町長、町職員の役割と責任）

- ・町職員の定義→「町民のために働く者として、町長を補助する」
- ・危機管理に関する条文を新設

(2) 第6章～第9章のたたき台について意見交換を行う。(資料1-②)

※意見、補足については、コメントで表示

(3) その他の意見

#### ① 住民投票制度の創設について

- ・制度を設けることは必要だが、常設・義務化については時期尚早である。必要があれば住民投票ができるという趣旨の規定を設けておけばよい。
- ・住民投票は手続きも複雑であることから、自治基本条例の中だけで制度を定めるのは無理があるのではないか。手続きに関しては別に条例を定める必要がある。

#### ② 総合計画との関連について

- ・総合計画の策定にあたって、策定の段階から住民参加ができるようにする規定を盛り込むことが必要である。

#### ③自治基本条例が機能しているかをチェックする制度の創設について（例：川崎市の自治推進委員会）

- ・「条例が機能している」という判断を誰が行うのか？
- ・条例の趣旨に則ったまちづくりの進捗状況を確認するという意味で、制度の設置は必要なのではないか？









